

個人情報保護法と 行政機関個人情報保護法の 改正点概要

弁護士 水町 雅子

- 平成17年 個人情報保護法全面施行
- 平成27年 改正個人情報保護法成立
- 平成28年 改正行政機関個人情報保護法成立
- 平成29年5月30日 改正個人情報保護法全面施行

- 個人情報保護条例はどうするか
 - (参考)総務省 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会
 - http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_personal/index.html
 - ポイント1: 非識別加工情報の提供
 - ポイント2: 要配慮個人情報と既存条例の整合
 - 参考) <http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/20170403/1491184295>

行政機関個人情報保護法の主な改正点

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
法の目的の明確化	個人情報保護法は個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化	
	1条	1条
個人情報の定義の明確化	個人識別符号単体でも個人情報に該当すること等が明確化	
	2条2・3項	2条1・2項
要配慮個人情報の新設	不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が新設	
	2条4項、10条1項5号の2	2条3項、17条2項
匿名加工/非識別加工情報の新設	ビッグデータ等活用のための加工情報の活用	
	2条8～11項、10条2項5号の2・3、44条の2～16、51条の2～8	2条9・10項、36～39条

行政機関個人情報保護法の主な改正点

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
法に従わなければならない対象者が大幅に拡大		旧2条3項5号の削除
個人情報保護委員会による監督(命令・立入検査等)	非識別加工情報のみ 51条の4～8 ※総務大臣の権限49～51条	40～46条
新ガイドラインの公表		
第三者提供時の記録		25条
第三者提供を受けた時の確認と記録		26条
外国への第三者提供		24条
オプトアウトの届出		23条2・3項
消去の努力義務		19条
個人情報データベース等の不正提供・盗用罪	※次ページ参照	83条
利用目的の変更基準の緩和		15条2項

行政機関個人情報保護法

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法

第八十三条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別 符号	要配慮個人情報	匿名 加工情報	非識別 加工情報	特定個人情報
個人情報 該当性			○ ※個人識別符号単体でも○	×	○	○ ※個人番号単体でも○
収集	<p><民間> 直接的な収集規制はなし ※もっとも一定の場合に、個人データの取得にかかる確認要(個情法26条)</p> <p><行政機関> 所掌事務を遂行するため必要な場合に限る(行個法3条1項)</p>	<p><民間> 以下の場合にのみ可(個情法17条2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・本人、国の機関、地方公共団体、報道機関等76条1項各号に掲げる者その他規則で定める者により公開されている場合 ・本人を目視又は撮影することで、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合 ・委託 ・事業承継 ・共同利用 	<p>直接的な収集規制はなし</p>	<p><民間> 基準に適合する提案をした者として通知を受けた者(行個法44条の5~7、9,12)</p> <p><行政機関> 所掌事務を遂行するため必要な場合(行個法3条1項)</p>	<p>以下の場合にのみ可(番号法20条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条各号に該当するとき ・同一世帯の者 	
	適正取得(個情法17条)					適正取得(個情法17条)

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
目的外利用	<p>以下の場合にのみ可</p> <p><民間>(個情法16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの本人同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき <p><行政機関>(行個法9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づくとき ・同意があるとき ・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき 			目的外利用規制なし	<行政機関> 法令に基づく場合のみ可(行個法44条の2第2項)	<p>以下の場合にのみ可(番号法30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時等(番号法9条4項) ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意があるか同意を得ることが困難なとき <p>※もともと、情報提供等記録は、一切の目的外利用禁止</p>

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
提供	<p>以下の場合にのみ可 <民間>(個情法23条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・オプトアウト(※要配慮個人情報はオプトアウト不可) ・委託 ・事業承継 ・共同利用 <p>※その他外国提供規制(個人情報24条)、提供記録義務(個情法25条)あり</p> <p><行政機関>(行個法9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づくとき ・目的内提供 ・同意があるとき又は本人に提供するとき ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき ・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき 			<p>あらかじめ、情報の項目及び提供方法について公表し、かつ提供先に対して匿名加工情報である旨を明示(個情法36条4項、37条)</p>	<p>法にのっとり契約した場合か(行個法44条の2第1・2項)</p>	<p>番号法19条に該当する場合のみ可</p>

個人情報に対する官民規制の比較

	民間	行政機関
ビッグデータ 対応	匿名加工情報(個情法36~39条)	非識別加工情報(行個法44条の2~16)
収集規制	要配慮個人情報を取得できる場合について規制あり(個情法17条2項)	要配慮個人情報とその他の個人情報とで収集規制に差異なし ※ただし、事前通知及びファイル簿事項(行個法10~11条)
目的外利用 規制	以下の場合のみ可(個情法16条) ・あらかじめの本人同意 ・法令に基づくとき ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	以下の場合のみ可(行個法9条) ・同意があるとき ・法令に基づくとき ・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき
提供規制	以下の場合のみ可(個情法23条) ・あらかじめの同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・オプトアウト(※要配慮個人情報はオプトアウト不可) ・委託 ・事業承継 ・共同利用 ※その他外国提供規制(個情報24条)、提供記録義務(個情法25条)あり	以下の場合のみ可(行個法9条) ・同意があるとき又は本人に提供するとき ・法令に基づくとき ・目的内提供 ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき ・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき